

平成23年12月13日

株式会社大和屋商店に対する調停申立についてのご報告

代表者 清算人 大村安孝

代理人 弁護士 小野 聡

本日午後3時頃、東京簡易裁判所にて、株式会社大和屋商店に対する損害賠償請求調停を申立致しました。

申立書の骨子は以下のとおりとなります。

請求額 : 金3億円（および遅延損害金）

請求の内容 :

富山県が発表しました「[富山県などで発生した焼肉チェーン店における食中毒について（中間報告）](#)」において、『ユッケ用肉は、焼肉店に納入される前の段階で細菌に汚染されており、食肉卸売業者、と畜場などのいずれかの処理過程で汚染された細菌が、除去されることなく客に提供されていたと考えられ』（8頁 33行目～）と認定されております。

一方、判例では、『一般に、売買契約の売主は、買主に対し、売買の目的物を交付するという基本的な給付義務を負う他に、信義則上、これに付随して、買主の生命、身体、財産上の法益を害しないように配慮すべき注意義務を負っており、瑕疵ある目的物を買主に交付し、その瑕疵によって買主の右のような法益を害して損害を与えた場合には、積極的債権侵害ないし不完全履行として、民法415条により損害賠償義務があるというべきである（なお、右の契約責任は、信義則上その目的物の使用、消費等が合理的に予想される買主の家族や同居者に対しても及ぶと解するのが相

当である) (平成3年3月26日横浜地方裁判所 判決。および昭和48年12月27日岐阜地方裁判所大垣支部 判決。)』とし、とくに食品販売業者については、『消費者より多くの安全性確認・確保の措置をとりうる立場にあり、食品販売を業としてそれによって収益を挙げているのだから、食品販売業者は売主として、買主の生命・身体財産上の法益を害しないよう食品の安全性確認確保の極めて高度の注意義務を負っていると解するのが相当である(前掲昭和48年12月27日岐阜地方裁判所大垣支部 判決。)。』と判示し、さらに、『その義務は直接の原因を作出した者でなく、流通の過程である卸売業者であっても、そのまま当てはまり、相手方が申立人に対し、買主の生命、身体、財産上の法益を害しないように配慮すべき注意義務を怠らなかつたことが主張立証されない限り、右損害について、積極的債権侵害として、民法415条により、損害賠償義務を負うものである(前掲昭和48年12月27日岐阜地方裁判所大垣支部 判決。)]と判示しております。

よって、当社は、株式会社大和屋商店に対し、当社との間の売買契約に基づく債務の履行として行った、当該食中毒事件の原因菌の付着したユッケ用肉の提供から少なくとも8億6000万円あまりの損害を生じさせたのであるから、相手方は原因菌を直接付着させた場合であればもちろん、そうでなく畜場で付着していたのだとしても、相手方が卸売業者として付随義務を負う点について変わりはないので、申立人に対して民法415条により、その損害を賠償する義務を負うものとして、本調停の申立を行いました。

以上